第4回農業委員会議事録

1 開催日時 令和2年8月28日 午後3時00分

2 開催場所 五ヶ瀬町役場 議場

3 出席委員 10名 会長 1番 甲斐梅男 会長代理 2番 藤田忠義 農業委員 3番 藤木洋子 農業委員 4番 松本さとみ 農業委員 5番 黒木優子 農業委員 6番 渡邊 恵 農業委員 7番 飯干浩一 農業委員 8番 米倉浩幸 農業委員 10番 太田保義 農業委員 9番 坂本建吾 推進委員 1番 飯干豊昭 推進委員 2番 田中春男 推進委員 3番 小笠秀哉 推進委員 4番 興梠千恵美 推進委員 5番 畦池港 推進委員 6番 小貫峰重

7番 渡邊已鶴 推進委員 8番 木村俊一

4 欠席委員 〇名

推進委員

5 議事内容

議案第20号 農地法第5条の許可について

議案第21号 農用地利用集積計画の承認について

議案第22号 非農地証明の承認について

| 事務局長 | ただ今から第4回農業委員会を開催します。 |
|------|---|
| 議長 | (あいさつ後)本日の議事録署名人に4番と5番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第20号農地法第5条の許可に ついて事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | (議案第20号について説明) |
| 議長 | では、担当委員の説明をお願いします。 |
| 太田委員 | 8月21日に聞き取りを行っております。この案件については前から進んでいたものになります。渡人は以前町内に住んでおりましたが、現在は熊本市に住んでおります。申請の経緯ですが、受人家族が両親と子どもがいるということで家の増改築を検討したようですが、現在の住居が土砂災害の危険区域ということで増改築ができないということで、新たに建築することになりました。申請地については、年に1回私が草切りを行っておりますが、土地が浅いため耕作には向いておりません。農振区域からからも除外されておりますので、特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いします。 |
| 議長 | では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。 賛成委員の挙手をお願いします。 |
| 全員 | (全員挙手) |
| 議長 | 全員挙手により議案第20号について承認とします。 続きまして議案第21号農用地利用集積計画の承認について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 1番と2番の案件については関連性があるため、合わせて説明いたします。 (議案第15号1番と2番について説明) |
| 議長 | では、担当委員の説明をお願いします。 |
| 木村委員 | さきほど事務局から説明がありましたが、2つの案件の受人が同じであり、 26日に受人から状況を聞いております。受人については畜産農家であり、現 在は親と世帯が別であります。増頭のため前から場所探しは行っていたようで |

| | あります。畜産ということで周辺に匂いでの迷惑をかけたくないため、人家の | | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|--|--|
| | ない場所をさがした結果、今回の場所に決まったようです。牛舎については野 | | | | |
| | 月の案件となっておりますが、今回の案件は飼料作のための畑となっております。 | | | | |
| | す。 特に問題ないかと思われますのでトスレイお願いします | | | | |
| 議長 | 特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いします。 | | | | |
| | では、この案件に意見のある方はお願いします。 | | | | |
| 米倉委員 | 受人については9区在住ということ私もよく知っております。現在鞍岡の農 | | | | |
| | 地も荒れてきておりますので、受人のような若手に頑張ってほしいと思いま | | | | |
| 海浪(市) 未早 | す。 | | | | |
| 渡邊(恵)委員 | 私も同じ畜産農家であり、場所を探していた際に受人と一緒に様々な場所を まわりました。受人の住居周辺の地区では土地がないため増頭は厳しい状況に | | | | |
| | あり、今回の申請地が候補にあがったところです。同じ畜産農家として若手に | | | | |
| | 一切り、うじの中間地が候補にめがうたととうです。同じ曲座展家として右手に一頑張ってほしいと思っております。 | | | | |
| 議長 | ほかにないでしょうか。 | | | | |
| 畦池委員 | | | | | |
| | 受人は何歳でしょうか。 | | | | |
| 事務局 | 現在40歳です。 | | | | |
| 議長 | ほかにないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙 | | | | |
| | 手をお願いします。 | | | | |
| 全員 | (全員挙手) | | | | |
| 議長 | では承認とします。続きまして、議案第22号非農地証明の許可についての 1番について事務局より説明をお願いします。 | | | | |
| 事務局 | (議案第22号1番について説明) | | | | |
| 議長 | では、担当委員の説明をお願いします。 | | | | |
| 飯干(豊)委員 | 26日に申請人から聞き取りを行っております。申請地については申請人が | | | | |
| | 生まれる前から道路として利用されており、昔は荒谷地区への道として利用さ | | | | |
| | れていたようです。現在も道路として利用されております。 | | | | |
| | 特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。 | | | | |
| 議長 | では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと | | | | |
| <u> </u> | 思います。賛成委員の挙手をお願いします。 | | | | |
| 全員 | (全員挙手) | | | | |
| 議長 | では承認とします。続きまして、議案第22号2番について事務局より説明 | | | | |
| 市郊口 | をお願いします。 | | | | |
| 事務局 | (議案第22号2番について説明) | | | | |
| 議長 | では、担当委員の説明をお願いします。 | | | | |
| 木村委員 | 申請人は地元の方となっております。申請地については写真のとおり杉が植 | | | | |
| | わっております。数十年経っておりますし、今後農地として利用するのは困難 | | | | |
| | だと思いますので特に問題ないかと思います。 | | | | |
| | よろしくお願いいたします。 | | | | |
| 議長 | では、この案件に意見のある方はお願いします。 | | | | |
| 飯干(浩)委員 | 写真を見る限り杉が植わっており30年以上経っているものと思われます | | | | |
| | が、クヌギ等ならわかりますが杉は昔故意的に植えたものだと思われます。本 | | | | |
| | 来であれば昔植林する段階で転用申請が必要だったと思います。今回の案件の | | | | |
| | 植林は何十年も前のことですのである程度しょうがないと思いますが、故意的に持ったといることもなるので、例うば語さまない。これである。 | | | | |
| | に植えたということもあるので、例えば顛末書を出してもらうというのはでき | | | | |
| | ないのでしょうか。今回のような案件が通るのであれば、今後農地に杉を植え 数上年後に非豊地証明を出せばよいということになってしまると思います。私 | | | | |
| | │数十年後に非農地証明を出せばよいということになってしまうと思います。私 │が農業委員を務めている間に今回のような案件はみたことがありません。私の | | | | |
| | が長業安貞を務めている间にっ回のような条件はみにことがありません。私の 地区でも無断で植林しているケースがありましたので伐採してもらっており | | | | |
| | 地区でも無断で個杯しているケースがありましたのでは休してもらっており ます。今回の案件については納得がいかないので賛成しかねるのですが。 | | | | |
| 事務局 | 非農地証明の条件として多々ありますが、今回は議案書の申請事由にありま | | | | |
| 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | ず、「耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整 | | | | |
| | | | | | |

| | 備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていな |
|---------------|---|
| | 開か必要な工地であって、展案的利用を図るための条件空間が計画されている い土地で、かつ山林の様相を呈している」という条件にのっとって申請された |
| | ものであるため今回の議案として挙げさせてもらいました。 |
| 太田委員 | 飯干(浩)委員の意見はもっともだと思いますが、事務局からありましたが、 |
| | 非農地証明の条件を満たしている以上、委員会として却下する根拠がないかと |
| | おいます。却下するには明確な根拠が必要になるかと思います。 |
| 飯干(浩)委員 | 非農地条件は満たしているのかもしれませんが、今回のような案件を許可し |
| | てしまったら、今後農地に無断で植林して後から非農地証明でよいということ |
| | なります。実際町内には今回のような農地に植林をしているケースが多々ある |
| | ものと認識しております。許可なしにかってに植林するのがどうなのかという |
| | ことです。耕作放棄地が増えていくなかで、管理しきれない農地については植 |
| | 林したいと思う気持ちはわからないでもないですが、それであれば4条申請を |
| | 挙げるべきだと思います。 |
| 事務局 | 有休農地についていえば一昨年に町内全域の調査を行っており、法律に従い |
| | 毎年所有者に調査を行っております。その際に植林をしていることがわかる場 |
| | 合もあり、あからさまな場合は4条追認の申請をしてもらおうかと思っており |
| | ます。 |
| 事務局長 | 非農地の手続きとしては4条追認か非農地証明かになりますが、今回は条件 |
| | に適合しているため、事務局で判断して非農地証明での挙げさせていただきた |
| | ところです。 |
| 小貫委員 | 申請人は非農地証明で山林になったとして何か考えているのでしょうか。わ |
| 本 黎巴 | ざわざ非農地を出すということは何かしら目的があるのかと思います。 |
| 事務局 | 目的については聞いておりません。 |
| 小貫委員 | 今回委員会を承認とならなかった場合はどうなるのでしょうか。 |
| 事務局 | 来月の委員会で再協議になるかと思います。 |
| 飯干(浩)委員 | 違法行為であるため4条追認申請で上げてもらうか、非農地証明で承認する |
| | 場合は委員会として指導しましたということで木を切ってもらうなり顛末書 |
| | を本人に書いてもらうなりするべきだと思います。 |
| 事務局長 | 非農地証明の考え方については委員会として一度整理する必要があるかと |
| | 思います。事務局内で一度整理し今後の委員会で考え方の共有を行いたいと思 いますが、今回は飯干(浩)委員が言われた顛末書を書いてもらうというのはい |
| | いますが、ラ回は駅十(活)安負が言われた與木書を書いてもりうというのはい かがでしょうか。 |
| 飯干(浩)委員 | |
| | 少なくともそれくらいはしてもらうべきかと思います。 |
| 議長 | ほかにないでしょうか。特になければ議決を取りたいと思います。今回の案 |
| | 件については顛末書を本人に書いてもらうということで事務局のほうはお願 ハレまオーそれでは替成素品の巻手をお願いします。 |
| 全員 | いします。それでは賛成委員の挙手をお願いします。 |
| | (全員挙手) |
| 議長 | では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。なければ終了いたします。 |
| 事務局長 | |
| 子切心区 | 以上を持ちまして、第4回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。 |

| 議事録署名人_ | | | | |
|---------|--|--|--|--|
| _ | | | | |
| 議事録署名人 | | | | |